

◇教育文化週間	1日～7日
◇文化の日	3日
◇勤労感謝の日	23日
◇秋の火災予防運動	26日～12月2日

# 本報おだわら

編集・発行 小田原市役所広報課  
小田原市城内3番22号  
〒250・電話 22-1111  
株式会社文進堂印刷

小田原市の推計人口  
10月1日現在

人口	155,074人
男	77,020人
女	78,054人
世帯	36,517世帯
増減	203人増
前月の比較	人口 125人増 世帯 78人増
前月の比較	人口 31世帯増

## 企画部などを新設

### 大幅な機構改革を行なう

九月の市議会定例会で議決された部等設置条例の一部を改正する条例により、市では十月十八日付で機構改革を行ないました。これによって、今まで部に属していた企画管理課を企画課と名称を変更し、その充実を図りました。また、総務部総務課を財政課に昇格させ、この二課を配した企画部を新設し、総合計画の立案健全財政の推進を図ることになりました。

一方、税務部は廃止し、この部に属していた税制課、市民税課、資産税課を総務部に所属させることとしました。経理課検査係は経理課から分離して部に属さない検査室とし、内部けん制を強化しました。これによって総務課を行政課、経理課を管財課と名称を改め、総務部は公営事業課を含め、六課の構成となりました。

次に民生部では、広報広聴の充実と交通安全対策を強力にするため、広報交通課を広報課と交通対策課の二課に分けました。さらに、総務部に属していた市民会館を所管させたことにより、市民会館を所管する課として、市民課、保険年金課と合わせた四課一館は、市民の皆さまとの直接の結びつきが強いので、市民部と名称を改めました。

福祉事務所は、福祉部と改めることとしました。福祉課を福祉課、保健課を福祉事務所と名称を変え、さらに民生部青少年補導所を福祉部に移して青少年課と改め、青少年相談センターを併設して、青少年行政の一本化を図るとともに親しみやすい名称としました。

また市立病院では、これまでの



昭和44年度小田原市戦没者合同慰霊祭

## 平和の願い新たに 戦没者のめい福を祈念

小田原漁港が、十一月一日から漁港管理者指定基準により、県へ移管されました。

同漁港は、昭和十五年修築事業に着手、昭和四十四年三月に完成しましたが、昭和四十六年十二月からこのたび移管されるまで市が管理指定を受けていました。

恒例の戦没者合同慰霊祭が、十月二十一日午前十時から来賓、遺族など約二千四百五十人の参加のもと、市民会館で、厳しゅうのうちに執りなされました。

この慰霊祭は、明治以降幾多の戦争や事変で犠牲となられた本市関係者のめい福を祈りますとともに、その遺族をお慰めするため、市の主催により遺族会、連合寺院団、在郷軍人会、傷い軍人会、婦人団体など各関係団体の協力のもと毎年開かれていたもので、今回は新規の一般邦人二人を加えて二千六百七十三柱のめい福が祈念されました。

式はまず市内寺院団の献灯、導師香焼、経緯と遺族代表による献茶など奉仕行事のあと市主催の慰霊大祭に移り、陸上自衛隊軍士学校音楽隊の演奏のうちに全員起立品を贈りました。

なお、市では、この合同慰霊祭に多年協力された陸上自衛隊軍士学校音楽隊に対し、感謝状と記念品を贈りました。

## 小田原漁港が県へ移管 十一月一日から利用料など変更

管理指定を受けていました。昭和三十八年に一部完成部分の利用を開始しましたが、昭和四十四年三月漁港が業務を開始して利用漁船が広範囲にわたるようになったため、ことし二月二十八日、第三種漁港指定され、これを機に県へ移管することになりました。

移管する施設は、昭和三十八年に県から無償で譲り受けた防波堤三百二十九尺、岸壁百七十六尺、護岸六十二尺、外港護岸九十二尺、船揚橋四十六尺、臨港

今後は、県の漁港管理条例により県西部漁港修築事務所管理課が魚市場の中に駐在所を設けて管理を行ないます。現在、市の許可を受けて漁港施設を使っているかたは、十一月一日からは改めて県の許可を受けなければなりませんのでご注意ください。

道路五百三十三・〇六尺、市が造成したものと東外港護岸七十三尺、港灯九基、給水せん、基、防舷施設五十三基、便所、道路標識

完成予定 昭和四十五年三月三十一日

工事金額 五千五百四十万円

完成予定 昭和四十五年三月三十一日

工事金額 五千五百四十万円

火栓新設、し尿浄化槽設備、渡り廊下新設等

工事金額 三千七百五十万円

(旧校舎解体工事費を含む)

着工 昭和四十四年九月二十五日

完成予定 昭和四十五年三月三十一日

日

◇富水新設小学校建設第一期工事

中曽根三六二番地

(工事の概要)

校舎新築 鉄筋コンクリート造 三階 一部平家建 校舎一棟 建築面積六五・六〇平方尺 延面積一四二・七・八〇平方尺

ポンプ室新築 補強コンクリート造 二階 建築面積九・三三平方尺

付帯設備 給水、排水設備、ガス設備、給湯設備、消火栓新設、し尿浄化槽設備等

工事金額 六千八百八十万円

着工 昭和四十四年九月二十五日

完成予定 昭和四十五年三月三十一日

日

◇千代小学校改築第一期工事

代六八七番地

(工事の概要)

校舎新築 鉄筋コンクリート造 三階建 附付校舎一棟 建築面積 五三・五・九四平方尺 延面積 一六三・七・〇二平方尺

ポンプ室新築 補強コンクリート造 二階 建築面積九・三三平方尺

付帯設備 給水、排水設備、消火栓新設、ガス設備、し尿浄化槽設備等

工事金額 六千八百八十万円

着工 昭和四十四年九月二十五日

完成予定 昭和四十五年三月三十一日

秋の特別展

## 秘蔵品展

とき 11/5 ~ 12/20

ところ 天守閣中4階

## 市民劇場第30回公演 大歌舞伎 市川女優座公演

12月3日 ヒル 12時 \ ヨル 5時

小田原市民会館・主催小田原市民会館事業協会

演目

第一部 信州川中島 輝虎配膳

中幕 獅子 長唄獅子連中

大喜利 艶容女舞衣 酒屋の場

二部 加羅先代萩後日譚 綱村館の場

中幕 彩くらべ 藤娘 長唄獅子連中

大喜利 生写朝顔日記 宿屋より大井川まで

前売券

S (指定席) 八〇〇円

A (〃) 六〇〇円

B (自由席) 三〇〇円

前売開始十一月四日予定

お問い合わせは市民会館 二階事務室まで

電話 〇一三一四





# 都市計画に高まる関心

## 線引きについて各地区で説明会

新しい都市計画法は、昭和四十三年六月十五日公布され、こと六月十四日施行されました。この法律のおもな内容については、こと六月の広報紙「新都市計画法のあらまし」でお知らせした通りです。

その法律の施行に際しては、昭和四十三年三月ごろを目標に市街化区域、市街化調整区域の設定について作業を進めていますが、この「区域区分」の設定は新しい法律の趣旨が正しく理解されないと、制限行為のみが表面に浮き出てき、結果ともなりませんので、この新しい法律を正しく理解していただくために、旧法律が改正されたのかというように、改正の基本的動機について述べて見ます。

### 改正に二つの動機

これには二つの動機が考えられます。一つは、都市での土地利用の計画の確立と、もう一つは国と地方公共団体との権限の再配分(国から地方公共団体への事務移譲)にあったと考えられるわけです。

まず、土地利用計画の確立とは具体的に無秩序な、そして乱雑な市街化現象に対してならぬから手を打つという事です。それではなぜこのような現象が起つたのかといふと、土地利用計画を推進するに必要となる土地の規制がなかつたため、無計画に人口や産業が都市に集中し、工場や住宅が地価の動きに引き回され、われがちな目算の計算だけで土地を適宜に工場敷地や宅地とされたことによるものです。

このように道路も下水もない不良市街化は、無秩序に野放しにしておくと、大きな公害は国土の全面的な汚染を招くことになりかねませんので、市街化区域、市街化調整区域を設定して、この面から土地利用の調和をはかり、また規制をしていくこととしているわけです。

次に国と地方公共団体との権限の再配分とは、旧法ですべての決定権を主務大臣が掌握するたてまえになつてきたものを、新法では県あるいは市町村にその決定権がゆだねられたことと、元来都市計画とは街づくりであり、街づくりは近郊市町村本来の仕事であり「おらが街はおらが手」を合言葉に、都市計画の案を作成

しようとする前の段階において、公聴会、説明会の開催、説明書の配布等により住民の意見を反映させなければならぬこととしていま

また、都市計画の目的を実現するために国と地方公共団体が都市計画の適切な遂行に努めるとともに都市の住民も積極的に協力しなければならぬと規定してあります。

市の将来を考えると、このように新しい法律では、住民参加の都市計画、街づくりといふことになつたわけです。したがって新しい都市計画法の精神が生かされ、正しく運営されて明らかな街づくりが進められるためには、県あるいは市の機関、財政等の各方面にわたる解決すべき課題は数多くあるわけですが、特に重要な事は住民の皆さんが都市計画を上手に与えられるものでなく、自分自身の切実な問題として、いたずらに個人の利害のみにとられず、正しく認識し、市の将来像という観点から立って考えていただくこととです。

市街化区域と市街化調整区域

次に土地利用計画の土台となるべき市街化区域、市街化調整区域の線引きについてですが、皆さんも承知のとおり県は全国で四十三番目という狭い面積であり、これに人口は全国で四番目という県です。そして政治、経済、産業等の中心地である首都東京に隣接しているため人口は毎年小田原市の人口を上回る数(約一〇〇万人)が増加しています。そのうえ都市も農村も、狭い平地部に集中し、土地利用の競合は避けられない宿命となつてきています。したがって市街地の広がりをこのまま野放しにしておくとすれば、残つた農地も都市公害によつて次第に荒廃し、農家のかたがたの営農意欲や土地に対する愛着心に大きな影響を与えることには明かです。

また、無秩序で乱雑な市街地には、生活に欠かすことのできない都市施設(道路、上水道、下水道、公園、学校、病院)の整備は、後の追いつけ追いつけの地方公共団体は苦しい非能率的な公共投資を行なうことになりま

そこで、新都市計画法は農林漁業と文化の健全な調和を図りながら健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動を確保するために適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られることを基本理念として誕生しました。この法律により、清川村、津久井町、相模湖町、藤野町、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町の八町村を除いた県下の三十の市町村について、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域とに区分することになりました。このことを「区域区分」と「線引き」といふ言葉で呼んでいます。

調整区域は原則として開発禁止

このように市街化区域とはすでに市街地となつている区域と、だいたい十年以内に優先的、計画的に市街化を図る必要のある区域の村長の代表者三人、県議会議員九

おのり市町村ははつきりした土地利用計画を定め、都市施設として少なくとも道路、下水道、公園等の施設を重点的に整備するつもりになります。

一方、市街化調整区域は、宅地造成などの開発行為は禁止されま

また、二十ヘクタール以上のまとまった団地の開発など大規模な開発で、開発者自身が都市施設をきちんと整備し、計画的な市街化が保証されるものについては許可されます。また、農業や林業や漁業を営む人の住居、物置等がある場合は公共施設のための開発行為などは行なうことができます。

線引きにあつては、公聴会

県では、この合理的な土地利用計画の基本となる線引きの案と皆さんの住むところは、そして県の将来像はどうなるのかといふことを記載した各都市計画区域ごとの「整備、開発、保全の方針」を現在作成中です。線引きが公告されますと、今まで制限のなかつた土地でも宅地造成や建築に

対して、新しい制限を受けるという重大な影響のある内容のものですので、線引きにあつては皆さんの意見を十分に述べることが、公聴会を開き、公聴会に先立ち皆さんの意志をまとめるための参考資料として前述の案と整備、開発、保全の方針を全家庭に近くお届けることになつて

います。

線引き案は二週間縦覧

そして公聴会が終わりますと、皆さんの意見をもとに線引きに対する県の正式な案ができあがり二週間県庁や市町村の役場で縦覧しご意見のある方は意見書を提出していただきます。また市町村に対しては意見書も求めます。知事はこれらの意見書を都市計画法地方審議会(構成は学識経験者九人、国の行政機関の職員等八人、市町村長の代表者三人、県議会議員九

人、市長村議会の議長代表者三人合計三十一人)に線引きの案を諮問するのとおぼせて付属します。この答申を得て、さらに知事は建設大臣の認可を受けてから最終的な線引きの決定をします。

社会情勢によつて変わる線引き

このようにして線引きは決定されるわけですが、この線引きはこれから先ずつと皆さんの権利を失はるといふことではなく、日々に変わる社会情勢に適合させるために、都市計画法ではだいたい五年ごとに都市計画に関する現況と将来の見通しについて調査を行なう必要があると規定されていますので、必要な場合は変更することになります。

また、人口や産業に大きな変化をもたらしうような高速道路や鉄道大規模な団地造成等、はじめに予測できなかった事情の変更があつた場合には、五年を待たないで市街化区域を変更することもできるよつたことになっています。

都市化の悩みをかかえた本県にとつて、新都市計画法の出現は十年も十五年も遅かつたといわれて

います。ともあれ、いろいろな問題をかかえながらも新法は充足しこの法律の一番大きなねらいである線引きの作業が始まつたわけですので、皆さんの理解と協力を願ひたいと思います。

すでに各家庭に配布になりました一頁の「おだわら」十月号の三頁下段に「調和ある県土」として、新都市計画法の説明ができていますので、ご参考にご覧願ひ返していただきたいと思います。

明るい老後は健康から  
おとしよりの健康診査  
〈9月1日~12月25日〉  
社会課(旧福祉課)

## 市街化区域と市街化調整区域のちがい

項目	市街化区域	市街化調整区域
定義	1ヘクタールあたり40人以上の土地の区域がつかつて、5,000人以上の人が住んでいる既成市街地と、だいたい10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域を市街化区域とします。	道路その他都市施設の整備の見通しからみて当分市街化するが不適当な区域、洪水や浸水などの災害の発生が予想される区域、優良農地等農用地として保存しなければならない区域、風景観上保存したい区域などは市街化区域に含めないこととされています。
開発許可(主として建築物を建築するための土地の区画形質変更をいいます。)	原則として、すべての開発行為に対して知事の許可が必要です。その許可の基準は次のとおりです。ただし自己の居住の用に供する住宅または自己の業務の用に供する建築のための開発行為については、第1号、第3号、第6号、第8号および第11号の基準に適合していれば許可になります。 1 予定建築物が用途地域等に適合していること。 2 道路、公園等の公共空地が適正であること。 3 排水路、排水施設が適正であること。 4 水道、給水施設が適正であること。 5 公共施設、公益施設の配分が適正であること。 6 軟弱地盤、がけくずれ対策がなされていること。 7 災害危険区域、地すべり防止区域等が含まれていないこと。 8 政令で定める規模(20ヘクタール)以上では、道路鉄道等輸送に支障ないこと。 9 申請者に開発行為を行なう資力、信用があること。 10 工事施工者に工事完成の能力があること。 11 土地所有権者、地上権者、借地権者および抵当権者等関係権利を有する者の相当数の同意を得ていること。 ただし、例外として次の行為は許可不要です。 (1) 1,000㎡未満の開発行為 (2) 鉄道、社会福祉施設、医療施設、学校、公民館等のような公益上必要な建築物の用に供するもの (3) 国、県等が行なうもの (4) 都市計画法事業、土地区画整理事業、公有水面埋立事業として行なうもの (5) 非常災害のための必要な応急措置として行なうもの (6) 仮設の建築物、車庫、物置等の軽易なもの (7) 建築物の増築、改築で床面積の合計が10㎡以内のもの開発行為	原則として、禁止されます。ただし、左欄の基準および次の基準の1に適合する行為は許可されることがあります。 1 開発区域の周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を営む店舗、事業所等の開発行為 2 鉱物資源、観光資源等の有効利用に必要な開発行為 3 温度、湿度、空気等に特別な条件を必要とし市街化区域に建築が困難な開発行為 4 農林、漁業用のもので上記2以外のもの、または農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な開発行為 5 国、県が中小企業事業振興団と一体となって助成する中小企業の共同化または、工場、店舗等の集団化に寄与する開発行為 6 地域内で現に工業を営んでいるもの関連工場等でそこに行かないと工業が成立しないものの開発行為 7 危険物の貯蔵、処理に供するもので政令で定める開発行為 8 ガソリンスタンド、ドライアイソ等の公益的なもので政令で定める開発行為 9 基準時に自己の居住、業務に供する目的で地上権等を有したもので基準時から6ヶ月以内に知事に届け出たもの 10 政令で定める面積(20ヘクタール)以上のもので都市計画に適合した開発行為 ロ 周辺の市街化を促進するおそれなく、市街化区域内に行なうことが困難な開発行為 ただし、例外として次の行為は許可不要です。 (1) 畜舎、温室、地肥倉等農林漁業のための建築物またはこれらの業務に従事している人の住居を建築するためのもの (2) 左に同じ (3) 左に同じ (4) 左に同じ (5) 左に同じ (6) 左に同じ (7) 当該地域の居住者のための日常生活用品等の販売、加工、修理等の店舗、事業場等で延べ面積が50㎡以内のもので市街化調整区域内に居住している者が営むもの。
建築許可	建築確認申請等従来の事務手続きをとれば建築行為はできます。	開発許可を受けた土地以外には、原則として知事の許可を受けなければ建築物の新築、改築等はできません。ただし、例外として次に掲げよう行為に対しては許可不要です。 1 国、県等が行なうもの 2 都市計画法事業、土地区画整理事業、公有水面埋立事業として行なうもの 3 非常災害のための必要な応急措置として行なうもの 4 仮設建築物の新築 5 旧住宅地造成事業法により、認可を受けた住宅地造成事業として行なうもの 6 車庫、物置等の附属建築物、床面積の合計が10㎡未満の改築又は用途の変更 7 当該地域の居住者のための日常生活用品等の販売、加工、修理等の店舗、事業場等で延べ面積が50㎡以内のもので市街化調整区域内に居住している者が営むもの
地域地区	少なくとも用途地域(住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域)は定めます。	原則として、用途地域は定めません。
都市施設	少なくとも道路、公園および下水道を定め、住居地域については義務教育施設も定めます。	原則として、都市施設の整備は行いません。ただし、都市とを結ぶ道路や公園、緑地、河川、処理施設等都市街化を促進するおそれがないものと定めます。
市街地開発事業	土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業、新住宅市街地開発事業等が施行できます。	市街地開発事業は施行できません。ただし、市街地開発事業が市街化調整区域にまたがる場合は、できます
税制上の措置	1 固定資産税 農地に対する固定資産税の課税は、現在のところ農地が市街化区域に編入されても従来と変わりはありません。つまり、耕作を続けている限り農地として評価され、課税されます。しかし、昭和43年7月の政府の税制調査会の「土地税制のあり方についての答申」では、「市街地として都市施設が整備された地域での農地山林等については周辺宅地と評価の均衡を図ることが必要である旨が指摘されていますので現在国で検討中です。 2 相続税 農地に対する相続税の課税は、その土地の時価によって課税することとされていますので、現在のところ農地が市街化区域に編入された場合の課税の方法は、従来と変わりありません。 3 都市計画税 従来と変わらなと考えられます。 4 宅地開発税 市街化区域のうち公共施設の整備が必要とされる地として市町村が条例で定める区域の中で宅地の開発を行なう者に、その宅地の面積を基準として課税されます。課税は、市町村が宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に必要な費用とその公共施設による受益の状況等を考慮して条例で定めます。(最高1㎡あたり500円までとされています)ただし、宅地開発税の納税義務者が宅地開発に必要な公共施設や土地等を無償で市町村へ譲渡する場合には、条例で定めるところにより宅地開発税は免除または還付されます。	1 固定資産税 従来と変わりません 2 相続税 従来と変わりません。 3 都市計画税 原則として、都市計画法事業が行なわれませんから都市計画税は課税されないものと考えられます。 4 宅地開発税 課税されません。
国等の公共投資	道路、公園、下水道等の主要な公共施設は、積極的に整備します。	必要最小限の範囲で、公共施設を整備します。
農地転用	知事に対する届け出て足ります。	知事の許可が必要です。
農業投資	災害復旧事業、農産物加工施設の設置事業など必要最小限度の範囲に行なわれます。	土地改良事業、開拓事業、草地改良事業、農業構造改善事業等、土地基盤整備事業を中心に積極的に行ないます。



# しあわせをテーマに

## 全国民生委員児童委員

### 総会が本市で開催

この全国的な国民生活委員児童委員総会が、十月七、八、九の三日間本市で開催されました。

第一日は、午後から市民会館大ホールを会場として式典が行われ、みづたの朗歌、民生委員信条の朗読、厚生大臣をはじめ各主催者のあいさつ、衆参両院議長、中井市長等の来賓祝辞があり式典を終了いたしました。

続いて総会に移り議長団の選出およびしあわせを高める運動の共同課題、第二日に行なわれる部会、委員会議題の議案が上程され、映画「神奈川」の上映があり第一日目を終了しました。

第三日は、市民会館に会場をもどし横浜国立大学宮内教授の「青少年と純血教育」と題する特別講演があり、続いて総会に移り各研究部会および委員会の報告と宣言決議が行われ、最後に民生委員の歌を全員で合唱し、三日間にわたる総会を終わりました。



昭和44年度全国民生委員児童委員総会

## 防空に従事した警防団員に 特別支出金が

このたび国では、警防団員であつた方が、防空に従事して死傷し、現在受給者が市内にお住いのかた、お支給される額、(一)死したかた 一人につき七万円、(二)傷病したかた 一人につき五万円、(三)申請者 本人または遺族(配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹等) 支給制限、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

防空に従事して死傷した、警防団員またはその遺族が、過去に扶助金(旧防空従事者扶助金)または、戦傷病者戦没遺族の援護を受けたかた。

申請期限、昭和四十五年二月二十八日、申請先と問い合わせ、消防本部事務課 電話二二五番

昭和44年度 固定資産税 都市計画税 (第3期分) 納期限 12月1日

税金は納期限内にぜひ お納めください

### 交通安全ポスター 入選者きまる

市では、ポスター募集を通じて交通道路の高揚と交通事故の防止をはかるため、市内小・中学生を対象に交通安全ポスターの募集を行なりました。

応募作品は、四百三十三点(小学校四百六十六点、中学校二十六点)で、審査の結果、入選者は次のとおり決まりました。

- 小学生の部: 廣瀬 恭子 (本町小)、奥津 明美 (新玉小)、鳥海 雄生 (桜井小)、所沢 裕子 (新玉小)、青木 孝枝 (〃)、西川 麻美 (巨川小)
- 一年生の部: 江藤 一雄 (足柄小)、相田美矢子 (〃)、鈴木 英生 (巨川小)
- 二年生の部: 荻野 和子 (城南中)、杉山 亮吉 (白山中)
- 三年生の部: 高橋 修二 (〃)、沢田 節子 (〃)

### 市税の年末滞納整理に協力ください

本市の納税成績は、日ごころから市民のみならずの深いご理解と協力と納税貯蓄組合等のご尽力により、晴光(監査事務局)第一係

市税滞納整理に協力してください。滞り年好成绩を積み、公共施設の整備等に大きな成果をあげています。そこで、市では、この度も良い納税成績をあげるため、十月七日から十一月二十五日までを市税年末滞納整理期間としています。

滞り年好成绩を積み、公共施設の整備等に大きな成果をあげています。そこで、市では、この度も良い納税成績をあげるため、十月七日から十一月二十五日までを市税年末滞納整理期間としています。

滞り年好成绩を積み、公共施設の整備等に大きな成果をあげています。そこで、市では、この度も良い納税成績をあげるため、十月七日から十一月二十五日までを市税年末滞納整理期間としています。

滞り年好成绩を積み、公共施設の整備等に大きな成果をあげています。そこで、市では、この度も良い納税成績をあげるため、十月七日から十一月二十五日までを市税年末滞納整理期間としています。

## 人事異動

市では、市民サービスの向上と事務処理の円滑化を図るため、十月十八日付けで一部機構改革し、これに伴い職員の変動を行ないました。おもなものは次のとおりです。

- 【部長級】 企画部長 田代勲(経済部長)、市民部長 鈴木八郎(水道部長)、経済部長兼水産部長 田三郎(総務部長)、建設部長 鈴木重信(下水道部長)、都市開発部長 山崎武雄(建設部長)、市立病院事務局長 石塚清二(秘書課長)、水道部長 鈴木幸蔵(市立病院事務局長)、市議会事務局長 藤岡照正(公)
- 【課長級】 都市開発部次長 小林寛一(都市計画課長)、秘書課長 沢地勲(福祉課長)、職員課長 高瀬雅庸(総務課長)、検査室主任検査員 湯山武夫

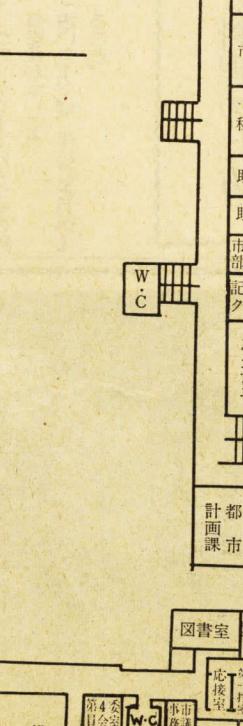
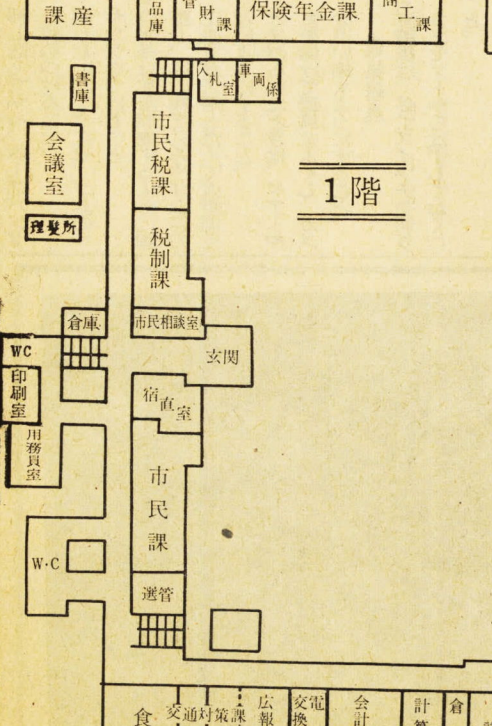
- 【係長級】 同 山本隆彦(建築課建築第一係長)、財政課長 川口武治(総務課財政係長)、行政課長 垣内弘一(商工課長)、管財課長 星野邦美(監理課長)、参事・公営事業課長 田代政吉(資産税課長)、税制課長 露木一進(業務課長)、資産税課長 高橋義寛(市民税課市民税第一係長)

- 【係長級】 社会課長 安井常助(社会教育課長)、青少年課長 遠藤正(青少年補導所長)、衛生課長 高井勇(保護課庶務係長)、清掃課長 市橋重雄(高速たい肥化処理場主任)、農政課長 露木忠介(水産課長)、市立病院庶務課長 石本政人(庶務係長)

- 【係長級】 区画整理課長 石井七平(清掃課庶務係長)、下水道業務課長 岩下善一郎(職員課人事係長)、下水道処理場長 加藤克巳(都市計画課公園係長)、市立病院庶務課長 石本政人(庶務係長)、市立病院庶務課長 石本政人(庶務係長)

- 【係長級】 消防課長 遠藤英昭(消防本部予防課長)、消防本部事務課長 木村芳郎(選挙管理委員会事務局局長)、消防本部予防課長 中根清(東分署長)、退職したかた、守屋清(民生部長)、石井富之助(図書館長)、小野菊造(消防長)、久保勇一(税制課長)、船沼貞雄(消防本部事務課長)、本場大龍(下曽我支所長)、横井清叶(下府中支所長)、石井高次(国府津支所長)、渡辺靖忠(経理課主任)、木村友太郎(市民課)、石井良太郎(土木課)、国原鶴松(富水小学校)

### 事務室配置図



別庁舎 公営事業課・市民会館 青少年課(青少年相談センター)・衛生課・水産課・区画整理課・建築課・下水道業務課・下水道建設課・水道部・消防本部・教育委員会



# 児童の家庭での食生活 実態調査



本市の学校給食は、開始以来すでに二十年余を経過していますが、この間一度の事故もなく極めて好評にすぎていること、父母の理解と協力のたまものであると感謝しています。そこで、このたびさらに学校給食の質を高めるためにも、児童の家庭での食生活について、父母の食生活と内容を知りたいと考えています。このため、昭和四十四年十一月十五日までに生行ないますので、ご協力くださるようお願いいたします。

## ハンターの皆さんへ

### 狩猟事故をなくしましょう

この日もまた狩猟シーズンが訪れました。狩猟を楽しむ人も年々ふえています。その結果、狩猟による事故も増加しています。ハンターの皆さん、必ず次のことを守りましょう。

① 猟場へ行くときは、たまたま入れなさい。

② たまたま入れたまま乗り物に乗ったり、道路を歩いたりするときは、必ず前方を確認してください。

③ 銃を扱うときは、必ず前方を確認してください。

④ 昨年「じいちゃん」には、前年の安全を確認したため、仲間にも負傷させた事故がありました。銃口は絶対に人に向けず、銃は安全な場所へ確実に保管してください。

⑤ たまたま入っていないときも、銃口はいつも安全な方向に向けておくよう習慣づけましょう。



銃は、必ず自分以外の人が手をふれられないような、鍵のかかるロッカー等に入れ、銃とたまたまは、別の場所へ保管するようにしましょう。

⑥ 銃を持つているかたの家族も、ともに注意し、次のことに心がけてください。

・銃を持つている夫や、子ども、兄弟が事故を起こしたり違反しないよう、折りにふれ注意してやること。

・銃をいたさないこと。

・詐欺の被害にかられないように、どんな場合でも、銃を他人に渡さない。もし渡す必要があるときは、必ず所持許可を受けている本人から渡す。

⑦ 事故が起きたときは、すぐ警察へ連絡すること。かくしたり、連絡が遅れたりすると、捜査に支障をきたし、事件、事故の原因解決をむずかしくするおそれがあります。

## 成人該当者を調査

### あなたは住民基本台帳に載っていますか

来年一月十五日の「成人の日」には、市内各地区で成人式が盛大に行なわれます。市では、これから成人になられるかたがたに、お祝いとして記念品をお贈りしますが、この成人の日には、市内に住民基本台帳に登録されていないかたは、名簿からあつて、まだ住民基本台帳に登録されていないかたは、早急に市民課またはよりの支所で住民異動届けをしてください。なお、成人該当者の要件は次のとおりです。

① 昭和二十四年一月十六日から昭和二十五年一月十五日までに生

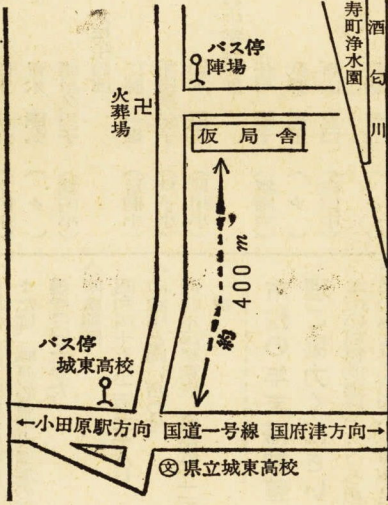
## 郵便局が移転

### 近く寿町浄水園入口へ

小田原郵便局では、局舎を新築を開始します。

旧局舎は、寿町浄水園(下水道処理場)入口で、移転は十一月九日に完了し、十一月十日から業務

住所 東町五丁目 番七七  
電話 ④六〇〇一・六番



### 暖房器具は正しく使しましょう

朝晩の冷え込みが日増しに強くなり、この時期暖房のシーズンがやってきました。暖房器具による火災のほとんどが、不注意によるものです。暖房器具を正しく安全に取り扱うために次のことに注意してください。

- ① 使用前には点検を
- ② 器具は早めに出して掃除や点検をし、こわれたところは確実に修理すること。
- ③ 家族全員が説明書を見て、正しい取り扱いができるようにしておくこと。
- ④ 使用場所は整頓を

### 奥様メモ

#### 豚肉の買い方と料理の仕方

豚肉は、柔らかい味の豚肉、湯の中で煮つと油をききからわりあり当たりは、豚肉は、玉ねぎのしぼり汁、牛乳などを少量からませて料理しやすいこと、十五分くらいおいてから使うと、味はよくなること、上りの味が、とろとろになります。

しかし、昨今の高値に、家計を圧迫する主婦も少なくありません。豚肉の買い方と料理の仕方について、いくつかのポイントをお伝えします。

① 豚肉の買い方

豚肉は、柔らかい味の豚肉、湯の中で煮つと油をききからわりあり当たりは、豚肉は、玉ねぎのしぼり汁、牛乳などを少量からませて料理しやすいこと、十五分くらいおいてから使うと、味はよくなること、上りの味が、とろとろになります。

## 小田原市 農業まつり

11月22～23日 市体育館・水の公園

- ◇農産物品評会
- ◇畜産共進会
- ◇農機具実演展示会
- ◇自動車展示会
- ◇植木市
- ◇みかん、野菜、たまご、はちみつ、花の即売

主催 小田原市 小田原足柄下地方畜産共進会運営委員会



# あなたの体力はなん歳

## 家庭でできる体力テスト

このほど、文部省が発表した「反復横とび（敏しよ性）、急歩（持久性）、ジグザグドリブル（持久性）」の体力、運動能力調査をみると、男子は二十歳から四十歳まで、女子は十八歳から四十歳まで、女子は四十歳前後まで、人間の寿命は、伸びる一方なのに、体力のほうはずいぶん落ちてきている。

教育委員会は、スポーツを通じて青少年の健全育成をはかるため、第一回少年サッカー大会を、十一月三十日、十二月七日の両日、城山陸上競技場



### チームをつくって 参加しよう

#### — 少年サッカー大会を開催 —

この大会は、楽しくサッカーを行ないながら相互の親睦をはかることにも、寒さに負けない日の両日、城山陸上競技場

みなさんの遊び仲間、サッカーチームをつくり、ぜひ参加してください。参加資格などは次のとおりです。

- 主催 教育委員会
- 後援 小田原体育連盟
- 主管 小田原蹴球協会
- 期日 十一月三十日(日)
- 十一月七日(日) 雨天の場合
- は十二月二日、集まる前八時三十分、開始前九時
- 会場 城山陸上競技場 県立小田原高校グラウンド
- 参加資格 小学生四、五、六年生の男女
- 試合方法 トーナメント方式
- そのほか小田原少年サッカー大会競走規則によります。

ア、一メートル間隔に三本の線を引き、中央線を中心に立ち、右足を右側の線に触れるまで、越してよい、横に二歩移動する(サイドステップ)、次に中央線にもどり、さらに左足が左側の線に触れるまで(越してよい)、横に二歩移動する(サイドステップ)。

イ、この運動を十秒間くり返す。

ウ、最初のしりと跳びあがつた時につけたしりの間隔をものさしてはかる。(図3)

エ、出発線のサオの間から、スタートし、矢印の方向(逆方向でもよい)に手でボールをドリブルしながら決勝線の二本のサオの間を通過し時間を測定する。ドリブルは片手で片足で行ない途中で手をかかってもよい。

ウ、サオが準備できない場合は、

### クラブの紹介

#### ⑥ 下府中排友クラブ

天高く、澄みきつた秋空のもと、スポーツ、レジャーを楽しむ今日のごころ、わたしたちもこの白球を追って、和気あいにのうちに、バレーボールを楽しんでいます。

若い実も色づく季節、当クラブも地区体育振興会役員の努力によって軌道にのり、やつと色づきはじめました。

わたしたちのクラブが発足したのは、昨年の市民体育祭バレーボール部の部に出場するため、振興会がたがたが選手を捜しましたが、チームがまとまらず出場を断念しました。しかしこれだけの地区を持つながらクラブもないことは、残念なことか、その年の九月「バレーボールを楽しむ会」を開き、これを基幹としてクラブが発足しました。当時一人足らずの会でしたが、

### 健康な家庭づくり

#### バレーボールを楽しむ

の七時から九時まで、夕食後のひんやりした時間帯、また平塚市で行なわれた県下婦人バレーボール大会でもD組準決勝まで進出するなどクラブ員一同ますますはきりきり練習に励んでいます。名称も排友クラブと変え、いつまでも若々しく、バレーを通じてより長い明るい家庭づくりと親睦を図ることを目的としています。

また、このようなクラブの活動を

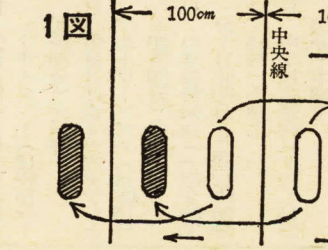
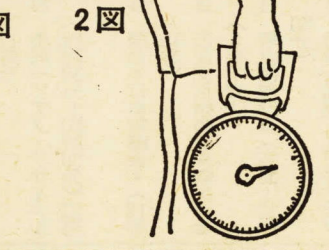
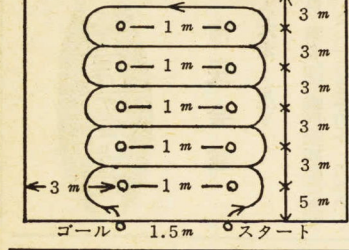
庭づくりに役立ち、ほんとうにうれしく思っています。これも教育委員会、中学校や各家庭の深い理解と援助、振興会役員のかたがたのみなみなならぬ努力と指導のおかげで、わたしたちがこれだけのクラブ員にまで成長しています。

誕生もないクラブではありませんが、このような練習と温い援助の方針として、毎年一回「春、秋」クラブのバレーボール大会を開催し、あわせて婦人スポーツの育成を図りたいと思っています。そして、とりでも多くの主婦のかたが、明るい家庭づくりと婦人相互の親睦のために、スポーツを気軽に味わって、快い疲労感を味わって、くたがらご一緒をお願いします。他地区のクラブの皆さま、親睦試合をしたいと思っておりますので連絡をお待ちしています。

責任者 秋山盛次(電話の五三六一)

主将 島崎登子

マネージャー 小柳津深雪(電話の五八七五)



し、それぞれの線を通過するごとに一点とする。

右、中央、左、中央で四点になる。(図1)

握力(筋肉の力をはかる)

ア、握力計を測定する(握力は家庭内では測定できないので、教育委員会体育課にある握力計で測定する)。(図2)

(3)垂直とび(瞬間的耐力)

ア、家庭内の柱や、壁に横向きになり、きき手をまっすぐ上に伸ばし、チヨーク等でしりをしをつけておく。

イ、その場でできるだけ高く跳びあがり、柱または壁に指先でしりをしをつける。

ウ、最初のしりと跳びあがつた時につけたしりの間隔をものさしてはかる。(図3)

(4)ジグザグドリブル(体を巧みに動かす能力)

ア、出発線のサオの間から、スタートし、矢印の方向(逆方向でもよい)に手でボールをドリブルしながら決勝線の二本のサオの間を通過し時間を測定する。ドリブルは片手で片足で行ない途中で手をかかってもよい。

ウ、サオが準備できない場合は、

年齢区分	年齢								
	20	30	35	40	45	50	55	60	
性別	男	20	30	35	40	45	50	55	60
		代	34	39	44	49	54	59	
		点	67	61	54	46	38	30	22
	女	20	30	35	40	45	50	55	60
		代	62	58	53	45	37	29	21
		点	61	57	52	44	36	28	20

得点	反復横とび	垂直とび	握力	ジグザグドリブル	急歩
20	49点以上	61cm以上	55kg以上	13秒0 以下	9分07秒 以下
19	47~48	58~60	53~54	13'1~13'6	9'08~9'35'
18	45~46	56~57	51~52	13'7~14'2	9'36~9'57'
17	44	54~55	49~50	14'3~14'8	9'58~10'16'
16	43	52~53	48	14'9~15'4	10'17~10'33'
15	42	50~51	47	15'5~16'0	10'34~10'48'
14	41	49	46	16'1~16'6	10'49~11'00'
13	40	48	45	16'7~17'2	11'01~11'11'
12	39	47	44	17'3~17'8	11'12~11'22'
11	38	46	43	17'9~18'3	11'23~11'32'
10	37	45	42	18'4~18'9	11'33~11'42'
9	36	44	41	19'0~19'6	11'43~11'52'
8	35	43	40	19'7~20'4	11'53~12'03'
7	34	42	39	20'5~21'3	12'04~12'14'
6	33	40~41	38	21'4~22'3	12'15~12'26'
5	32	38~39	37	22'4~23'7	12'27~12'40'
4	31	36~37	36	23'8~25'5	12'41~12'58'
3	30	33~35	35	25'6~27'5	12'59~13'20'
2	28~29	30~32	32~34	27'6~32'5	13'21~13'58'
1	27点以下	29cm以下	31kg以下	32'6 以上	13'59' 以上

得点	反復横とび	垂直とび	握力	ジグザグドリブル	急歩
20	43点以上	41cm以上	38kg以上	16秒0 以下	7分01秒 以下
19	41~42	39~40	37	16'1~16'5	7'02~7'23"
18	40	37~38	36	16'6~17'1	7'24~7'35"
17	39	35~36	35	17'2~17'7	7'36~7'46"
16	38	33~34	34	17'8~18'2	7'47~7'54"
15	37	32	33	18'3~18'8	7'55~8'02"
14	36	31	32	18'9~19'4	8'03~8'09"
13	35	30	31	19'6~19'9	8'10~8'15"
12	34	29	30	20'0~20'5	8'16~8'21"
11	33	28	29	20'6~21'1	8'22~8'26"
10	32	27	28	21'2~21'6	8'27~8'33"
9	31	26	27	21'7~22'2	8'34~8'40"
8	30	25	26	22'3~22'9	8'41~8'47"
7	29	24	25	23'0~23'7	8'48~8'55"
6	28	23	24	23'8~24'6	8'56~9'04"
5	27	22	23	24'7~26'1	9'05~9'15"
4	26	20~21	22	26'2~28'2	9'16~9'29"
3	24~25	18~19	21	28'3~31'0	9'30~9'49"
2	21~23	16~17	19~20	31'1~35'2	9'50~10'28"
1	20点以下	15cm以下	18kg以下	35'3 以上	10'29' 以上



### グループ作りに発展

#### 成人学校好評のうちに終了

九月二十四日から開設されていた第三十五回成人学校後の部が十日間の日程を終りこのほど閉校されました。  
この成人学校は、教育委員会が働く人たちに教養、趣味、生活技術などを幅広く修得していただくために、毎年春、秋の二回、夜の部と昼の部に分けて開設されています。今回は、昼の部の三科目が、毎週木曜日に中央公民館で、また夜の部の八科目が毎週月、水、金曜日に城内小学校で開かれ、このうち夜の部が終了したわけです。

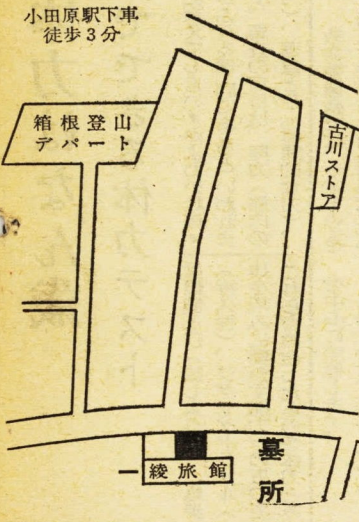
### 市民文化祭

#### 入賞者

市内高校美術展  
市市長賞 武井律子(城北工業高校) 教育委員賞 岡岡文雄(相洋高校) 西相美術協会賞 山本みづ子(城内高校) 連盟賞 村越悦子(小田原高校) 佐々木敦子(城北工業高校) 宣伝美術展

### 北条氏政・氏照墓所

天正十八年豊臣秀吉が北条氏を攻めた時、城主氏直(五代城主)は高野山に退散され、父氏政(四代城主)とその弟氏照が責任を負って七月十一日自刃しました。自刃の場所は、待田村安斎邸で、遺骸はここに安置された。氏政の墓は、大久保時代に寺町に移され、その後同家六代内庵のひょう久寺を建てたので、当墓所は永久寺の所となりまし



### 市民短歌大会

市市長賞 野村昌平(秦野市栄町) 教育委員賞 相原とさ江(上郡山北町) 短歌会長賞 内藤夏子(秦野市寿町)

### 読書ノートコンクール

11月22日星崎記念館で児童文化館と、学校図書協会の主催で、毎年行なわれている読書ノートコンクールは、ことしも一千六百九十九名の多数の小・中学生の作品が寄せられました。

### 9月の献血実績

実施日	献血組	献血者数
1日	小西六写真小田原工場	52人
11日	小田原保健所街頭	34
14日	47区自治会	77
15日	68区、69区 自治会	46
15日	下堀、中里1区 //	68
15日	中里2区、酒匂13丁目 //	50
21日	矢作、鴨宮5区 //	34
21日	鴨宮1区1、3区、4区 //	69
25日	小田原保健所街頭	41
28日	70区自治会	59
28日	鴨宮1区2、鴨宮2区 //	29
9月分	1区 //	19
9月計		578
4月果		4,110

### 第20回県総合体育大会

ソフトボールに優勝  
第二十回神奈川県総合体育大会は、十月十一日県立体育センター陸上競技場を会場として開かれ、ソフトボールの優勝を小田原が達成しました。この大会は、夏季、秋季の三回に分けて十五種目、十一郡市の対抗で行なわれ、本市は、ソフトボールに優勝し、男子ソフトボールに準優勝しました。



秋の小田原城址公園 第16回市民文化祭参加

### 菊花展 11/2~16

主催/小田原市/小田原市教育委員会/小田原清香会

### 秋の火災予防運動

消防本部・消防署・消防団

- 11月26日~12月2日
- 28日 御講義(19時~21時)
- 27日 小田原音楽放送局得意様招待会(時間未定)招待券
- 26日 駅前通り商店会得意様招待会、浪曲名人会(一回12時~17時、二回16時~21時)招待券
- 25日 民音例会、イタリアを唄うアルデンテ、ポロロイタリア(一回18時30分~20時30分、二回18時30分~20時30分)会費券
- 24日 大村楽器店 ヤマハステレオコンサート(17時~21時)
- 22日 小田原三曲演奏会(17時~21時)
- 21日 中学校音楽会(9時~15時30分)中学生
- 20日 小学校音楽会(一回8時30分~11時30分、二回12時30分~15時)小学生
- 19日 労働者例会、寺内タケシとブルジョアズ(18時15分~20時30分)会費券
- 18日 泉直代舞踊会(12時~19時30分)
- 17日 労働者例会、辻久子ピアノ・リサイタル(18時15分~20時30分)会費券
- 16日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 15日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 14日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 13日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 12日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 11日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 10日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 9日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 8日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 7日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 6日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 5日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 4日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 3日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 2日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)
- 1日 市民文化祭吟詠舞踊大会(9時~17時)

### 11月の市民相談室ご案内

相談者	受付日時	備考
一般相談	毎日 午前8時30分~午後5時(休、土、日、祝を除く)	市役所 課長
特別相談	10日 午前9時~正午	市長
人権擁護相談	11日 午前10時~午後3時	人権擁護委員
行政苦情相談	11日 午前10時~午後3時	行政相談員
一般法律相談	5日 午後1時~3時	弁護士
交通事故相談	19日 午後1時~3時	弁護士
高齢者職業相談	7日 午前10時~午後3時	高齢者無料職業紹介所職員
心配ごと相談	10日 午前10時~午後3時	民生委員
市税の相談	5日 午前8時30分~午後5時	総務部職員
登記相談	13日 午後1時~4時	司法書士

- 29日 小田原合唱団演奏会(29日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 28日 小田原合唱団演奏会(28日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 27日 小田原合唱団演奏会(27日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 26日 小田原合唱団演奏会(26日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 25日 小田原合唱団演奏会(25日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 24日 小田原合唱団演奏会(24日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 23日 小田原合唱団演奏会(23日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 22日 小田原合唱団演奏会(22日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 21日 小田原合唱団演奏会(21日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 20日 小田原合唱団演奏会(20日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 19日 小田原合唱団演奏会(19日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 18日 小田原合唱団演奏会(18日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 17日 小田原合唱団演奏会(17日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 16日 小田原合唱団演奏会(16日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 15日 小田原合唱団演奏会(15日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 14日 小田原合唱団演奏会(14日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 13日 小田原合唱団演奏会(13日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 12日 小田原合唱団演奏会(12日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 11日 小田原合唱団演奏会(11日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 10日 小田原合唱団演奏会(10日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 9日 小田原合唱団演奏会(9日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 8日 小田原合唱団演奏会(8日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 7日 小田原合唱団演奏会(7日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 6日 小田原合唱団演奏会(6日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 5日 小田原合唱団演奏会(5日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 4日 小田原合唱団演奏会(4日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 3日 小田原合唱団演奏会(3日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 2日 小田原合唱団演奏会(2日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)
- 1日 小田原合唱団演奏会(1日18時30分、30日14時、16時、18時、20時)

### 郵便物には必ず郵便番号を書きましょう

小田原郵便局

1日(日)	親と先生のりレ
1日(日)	日記 ギリシャ つるのおんがえし
15日(土)	今日のドイツ 日本
16日(日)	信鳥は青だつたカニの生活 ありごきりりす
16日(日)	時間 毎回13時30分
会場	星崎記念館小劇場
アマチュア無線相談日	16日(日) 13時から15時
児童文化館・科学室	16日(日) 13時から15時
やさしい版をつくる会	日時 11月29日(土)午後1時30分
対象	小学校中高等学校生
会場	児童文化館
申し込み	申し込みください。